

目次

条例

秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課 (第23号)	4
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課 (第24号)	11
秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	障がい福祉課 (第25号)	12
秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	障がい福祉課 (第26号)	15
秋田市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険課 (第27号)	17
秋田市臨時診療所条例を廃止する条例	保健総務課 (第28号)	18
秋田市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部予防課 (第29号)	19

規則

秋田市臨時診療所条例施行規則を廃止する規則	保健総務課 (第27号)	22
秋田市火災予防規則の一部を改正する規則	消防本部予防課 (第28号)	23

告示

市道路線の認定について	建設総務課 (第199号)	24
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課 (第200号)	25
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課 (第201号)	26
農業委員会総会の招集について	産業企画課 (第202号)	27
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課 (第203号)	28

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第204号）	29
令和5年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第205号）	31
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第206号）	46
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について	保護第一課（第207号）	47
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定について	保護第一課（第208号）	48
公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について	公園課（第209号）	49
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和4年）の公示送達について	国保年金課（第210号）	50
令和5年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課（第211号）	51
令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達について	市民税課（第212号）	52
令和5年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第213号）	53
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第214号）	54
発令した避難指示の解除について	防災安全対策課（第215号）	56
表彰した者の氏名および事績の概要について	文化振興課（第216号）	68

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第13号）	69
-----------------	----------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第8号）	70
農業委員会総会において互選された会長および会長の職務代理者の住所および氏名について	農業委員会事務局（第9号）	71

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第7号）	72
指定給水装置工事事業者の廃止について	上下水道局給排水課（第8号）	73

公告

経営管理権集積計画の策定について	農地森林整備課	74
放置自転車等の撤去および保管について	交通政策課	75

市有地の売払いについて	財産管理活用課	77
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	80
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	81
農用地利用集積計画の一部撤回について	農業農村振興課	82
放置自転車等の撤去および保管について	財産管理活用課	83

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「もしくは市民税に充当し」を「、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第29条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項および前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規

定による申告書を提出することができる。

第30条の2の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、および徴収する場合に併せて賦課し、および徴収する。

第32条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額および森林環境税額」に改める。

第33条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項および第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項および第6項中「によって」を「により」に改める。

第33条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の5の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「および均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条および第33条の5の5において同じ。）」を加え、同項第2号および同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第33条の5の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項および第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託し

たものとみなす」に改める。

第71条第1号エ中「および側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「および道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第85条第1項および第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第88条第1項中「若しくは」を「もしくは」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第6条の6第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の8中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条もしくは第64条」を「もしくは第63条」に改める。

附則第6条の8の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第19項を次のように改める。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第6条の8の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称および個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第13条の2を削る。

附則第13条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第13条の2とする。

附則第13条の6第3項を削る。

附則第14条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8

年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第19条第1項および第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第27条の8、第30条の2、第32条、第33条の2、第33条の5、第33条の5の2および第33条の5の6の改正規定ならびに附則第13条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）および附則第15条第3項の改正規定ならびに次項、附則第5項（改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第15条第3項に係る部分に限る。）および附則第7項の規定 令和6年1月1日

(2) 第29条の3の2の改正規定および附則第3項の規定 令和7年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 新条例第71条第1号エおよび附則第15条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 6 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の秋田市市税条例附則第13条の2および附則第13条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第13条の2第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 8 新条例附則第14条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の2中「第19条の2」を「第19条の2第1項」に改める。

第19条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第18条第1項」を「第18条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項および第7項から第14項までの規定中「第18条第1項の」を「第18条の」に改める。

附則第16項中「ものを除く。）」の次に「および令和4年度以前の年度分の保険税であって令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているもの（同月1日前に被保険者の資格を取得したこと等により同日以降に納期限が定められているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険税条例附則第16項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号および第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第7条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護について準用する第5条第1項中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第44条第1項および第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第48条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護について準用する場合に限り、第44条中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第55条第2項および第56条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め

る。

第104条第4項および第113条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」に改める。

第195条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第200条の2の3第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項および第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(1) 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）第15条第1項第4

号および第44条

- (2) 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）第26条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第6条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第23条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第59条第3項および第67条第4項中「入所して」を「通所して」に改める。

第71条第4項および第104条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第40条の2」の次に「（新条例第58条、第62条、第76

条、第83条、第84条、第88条、第96条および第101条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条」を「新条例第40条の2」に改める。

附則第3項中「第40条の3第2項」の次に「（新条例第58条、第62条、第76条、第83条、第84条および第88条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「ものを除く。）」の次に「および令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日から規則で定める日までの間に納期限が定められているもの（同月1日前に第一号被保険者の資格を取得したこと等により同日以降に納期限が定められているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

秋田市臨時診療所条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市臨時診療所条例を廃止する条例

秋田市臨時診療所条例（令和 2 年秋田市条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「および全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体および充電ポスト（コネクタおよび充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものの充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、

同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号を次のように改める。

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

第11条の2第1項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「ならびに」を「および」に、「および併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものの設置」を「。ただし、当該喫煙所に健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、この限りでない。」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z 8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定および次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の秋田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号ただし書中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田市臨時診療所条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市臨時診療所条例施行規則を廃止する規則

秋田市臨時診療所条例施行規則（令和 2 年秋田市規則第37号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表条例第23条第 4 項第 2 号の項中「第23条第 4 項第 2 号」を「第23条第 3 項第 2 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
51065	仁井田新田一丁目22号線	仁井田新田一丁目132番2地先		
		仁井田新田一丁目132番6地先		
60895	新屋前野町23号線	新屋前野町259番地先		
		新屋前野町21番1地先		
60896	新屋前野町24号線	新屋前野町16番13地先		
		新屋前野町21番2地先		
60897	新屋前野町25号線	新屋前野町31番7地先		
		新屋前野町31番3地先		

2 縦覧期間

令和5年7月4日から同月24日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
51065	仁井田新田一 丁目22号線	仁井田新田一丁目132番2地先		53.40	6.00
		仁井田新田一丁目132番6地先			
60895	新屋前野町23 号線	新屋前野町259番地先		56.50	6.00 ～ 6.50
		新屋前野町21番1地先			
60896	新屋前野町24 号線	新屋前野町16番13地先		138.20	6.00
		新屋前野町21番2地先			
60897	新屋前野町25 号線	新屋前野町31番7地先		57.60	6.00
		新屋前野町31番3地先			

2 縦覧期間

令和5年7月4日から同月24日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第201号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第115条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第115条の10および第115条の20の規定により告示する。

令和5年7月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
合同会社シュ ーネット	訪問看護 ステーシ ョンおん ぶ	秋田市土崎港北 一丁目13番43号	令和5年7月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護
アースサポー ト株式会社	アースサ ポート秋 田飯島	秋田市飯島道東 二丁目12番45号	令和5年7月1日	訪問入浴介 護、介護予 防訪問入浴 介護
株式会社りぼ ん	小規模多 機能型居 宅介護事 業所りぼ ん広面	秋田市広面字大 袋50番地3	令和5年7月1日	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護

秋田市告示第202号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、令和5年7月20日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年7月5日

秋田市長 穂 積 志

案件

- 1 秋田市農業委員会会長の互選に関する件
- 2 秋田市農業委員会会長の職務を代理する者の互選に関する件
- 3 秋田市農業委員会運営委員会委員の選任に関する件
- 4 秋田市農地利用最適化委員会委員の選任に関する件
- 5 秋田市農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員の所属区域部会に関する件

秋田市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年7月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
赤平町内会
- 2 認可年月日
平成9年10月13日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 菅 原 久 雄
秋田市河辺赤平字中村50番地
変更後 田 口 金 悦
秋田市河辺赤平字中村52番地
- 4 変更年月日
令和5年2月19日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第204号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年7月7日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年6月2日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年7月7日から令和6年1月7日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第205号

令和5年7月3日の「令和5年6月秋田市議会定例会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年7月7日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,122,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,041,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	27,270,513	731,758	28,002,271
	2 国庫補助金	6,599,745	731,758	7,331,503
17	県支出金	10,412,158	97,856	10,510,014
	2 県補助金	3,155,229	97,856	3,253,085
19	寄附金	602,895	45,448	648,343
	1 寄附金	602,895	45,448	648,343
21	繰越金	700,000	123,167	823,167
	1 繰越金	700,000	123,167	823,167
23	市債	13,338,900	124,500	13,463,400
	1 市債	13,338,900	124,500	13,463,400
	歳入合計	144,918,799	1,122,729	146,041,528

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 13,706,726	千円 70,592	千円 13,777,318
	1 総務管理費	11,853,967	55,723	11,909,690
	2 徴税費	986,542	14,869	1,001,411
3 民生費		55,443,827	906,426	56,350,253
	1 社会福祉費	26,769,443	750,101	27,519,544
	2 児童福祉費	19,480,755	153,148	19,633,903
	3 生活保護費	9,153,427	3,177	9,156,604
4 衛生費		14,360,286	4,000	14,364,286
	1 環境衛生費	852,113	4,000	856,113
6 農林水産業費		2,938,914	42,415	2,981,329
	1 農業費	2,072,905	42,415	2,115,320
7 商工費		9,076,525	60,375	9,136,900
	1 商工費	9,076,525	60,375	9,136,900
8 土木費		16,273,926	△5,448	16,268,478
	2 道路橋りょう費	3,793,831	171,322	3,965,153
	4 港湾費	206,104	7,750	213,854
	5 都市計画費	4,774,502	△184,520	4,589,982
9 消防費		4,436,395	14,850	4,451,245
	1 消防費	4,436,395	14,850	4,451,245
10 教育費		14,291,265	29,519	14,320,784
	2 小学校費	4,652,334	29,519	4,681,853
歳 出 合 計		144,918,799	1,122,729	146,041,528

第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	総合環境センター計量装置改修事業	千円 97,900	令和5年度	千円
				令和6年度	97,900

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	消防庁舎改修事業	千円 985,643	令和3年度	千円 98,561	千円 1,000,493	令和3年度	千円 98,561
				令和4年度	502,981		令和4年度	502,981
				令和5年度	384,101		令和5年度	398,951
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	3,839,182	令和4年度		3,884,916	令和4年度	
				令和5年度	2,303,509		令和5年度	2,330,949
				令和6年度	1,535,673		令和6年度	1,553,967

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
社会福祉費	千円 17,200	千円 145,300	千円 162,500			
児童福祉費	161,500	△ 24,600	136,900			
道路橋りょう費	3,218,000	75,800	3,293,800			
港湾費	7,200	6,900	14,100			
街路事業費	622,400	△ 118,900	503,500			
公園整備費	215,500	8,200	223,700			
消防費	592,600	11,200	603,800			
小学校費	1,815,700	20,600	1,836,300			
計	13,338,900	124,500	13,463,400			

令和5年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 43,203	千円 3,434	千円 46,637
	1 一般会計繰入金	43,203	3,434	46,637
歳入合計		91,152	3,434	94,586

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		5,012	3,434	8,446
	1 中央卸売市場施設整備費	5,012	3,434	8,446
	歳 出 合 計	91,152	3,434	94,586

令和5年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,165千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ502,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		千円 71,513	千円 41,165	千円 112,678
	1 一般会計繰入金	71,513	41,165	112,678
歳 入 合 計		461,791	41,165	502,956

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		22,095	41,165	63,260
	1 地方卸売市場施設整備費	22,095	41,165	63,260
	歳 出 合 計	461,791	41,165	502,956

秋田市告示第206号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和5年7月10日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
山 本 達 彦	秋田大学医学部 附属病院	小児科	肢体不自由 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障 害
大 溪 隆 弘	秋田赤十字病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障 害

秋田市告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月11日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
SOMPOケア 秋田仁 井田 訪問看護	秋田市仁井田新田一丁目5番15号 KSビル2階206号室	令和5年6月1日

秋田市告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年7月11日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
エールデイサービス秋田店	秋田市下北手松崎字家ノ前4番地4	令和5年6月1日
訪問介護事業所エール秋田	秋田市高陽青柳町3番40号 タウニィ高陽201号室	令和5年6月1日
SOMPOケア 秋田仁井田 訪問看護	秋田市仁井田新田一丁目5番15号 K S ビル2階206号室	令和5年6月1日
特定施設入居者生活介護事業所 きららいずみ	秋田市泉馬場13番20号	令和5年6月1日

秋田市告示第209号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年7月13日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

- (1) 秋田市太平山スキー場
- (2) 太平山リゾート公園

2 指定管理者

太平山観光開発株式会社

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 代表取締役社長 小 野 智

変更後 代表取締役社長 村 田 隆 一

4 変更年月日

令和5年6月24日

5 変更理由

役員の改選による。

秋田市告示第210号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるときは、いつでも交付する。

令和5年7月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるとき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第211号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年7月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第212号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかった
ので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により
公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受ける
べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年7月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第213号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年7月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
 - (1) 令和5年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書（令和4年度賦課分）
 - (2) 令和5年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和5年7月14日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。入札保証金および契約保証金の出納に関する事務。市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務

秋田市告示第215号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき、次のとおり発令した避難指示を令和5年7月21日午前8時をもって解除したので、同条第5項の規定により告示する。

令和5年7月21日

秋田市長 穂 積 志

発令した日時、解除した住所および世帯数

1 令和5年7月15日午後2時20分

秋田市牛島西三丁目	576世帯
茨島一丁目	15世帯
茨島二丁目	601世帯
茨島四丁目	608世帯
茨島五丁目	4世帯
茨島六丁目	765世帯
茨島七丁目	388世帯
卸町一丁目	102世帯
卸町二丁目	14世帯
卸町五丁目	214世帯
檜山登町	721世帯
旭南三丁目	389世帯
川元小川町	270世帯
川元開和町	305世帯
川元むつみ町	214世帯
山王二丁目	283世帯
山王五丁目	299世帯
保戸野中町	307世帯

添川字蓬田	25世帯
山内字田中	44世帯
山内字女夫石	2世帯

2 令和5年7月15日午後2時20分

秋田市牛島東六丁目	380世帯
牛島東七丁目	663世帯
牛島西二丁目	930世帯
牛島西三丁目	576世帯
牛島西四丁目	475世帯
牛島南一丁目	313世帯
牛島南二丁目	264世帯
卸町五丁目	214世帯
大住一丁目	260世帯
大住二丁目	381世帯
大住三丁目	420世帯
大住南一丁目	163世帯
大住南二丁目	137世帯
大住南三丁目	220世帯
仁井田福島一丁目	501世帯
仁井田福島二丁目	117世帯
仁井田二ツ屋一丁目	264世帯
仁井田二ツ屋二丁目	484世帯
仁井田緑町	27世帯
仁井田潟中町	353世帯
仁井田露見町	190世帯
仁井田目長田一丁目	262世帯
仁井田目長田二丁目	80世帯
仁井田目長田三丁目	51世帯
仁井田小中島	96世帯
仁井田字新中島	194世帯

仁井田字西潟敷	78世帯
仁井田本町三丁目	358世帯
仁井田本町六丁目	212世帯
御野場二丁目	192世帯
御野場七丁目	309世帯
御野場新町五丁目	233世帯
上北手荒巻字前田	51世帯
上北手大山田字大平沢	9世帯
上北手猿田字後谷地	21世帯
上北手猿田字館ノ下	22世帯
上北手猿田字四ツ小屋	16世帯

3 令和5年7月15日午後2時20分

秋田市下新城笠岡字堰根	21世帯
下新城岩城字右馬之丞	27世帯
下新城岩城字上向	21世帯
下新城岩城字下向	47世帯
下新城岩城字槻ノ木	20世帯
下新城岩城字見濟田	2世帯
下新城長岡字毛無谷地	309世帯
上新城中字家ノ後	30世帯
上新城中字川端	1世帯
上新城中字堂ノ前	16世帯
上新城五十丁字男鹿田	5世帯
上新城五十丁字大平	10世帯

4 令和5年7月15日午後2時20分

秋田市千秋北の丸	274世帯
千秋久保田町	228世帯
千秋公園	29世帯
千秋城下町	358世帯
千秋中島町	387世帯

手形からみでん	219世帯
手形休下町	171世帯
手形新栄町	222世帯
手形住吉町	186世帯
手形田中	739世帯
手形山崎町	307世帯
中通二丁目	84世帯
中通四丁目	236世帯
中通六丁目	442世帯
中通七丁目	207世帯
南通築地	746世帯
南通宮田	535世帯
檜山太田町	268世帯
檜山大元町	205世帯
檜山金照町	78世帯
檜山城南町	187世帯
檜山石塚町	354世帯
檜山城南新町	387世帯
手形山西町	410世帯
手形山南町	151世帯
手形山中町	173世帯
手形山北町	120世帯
手形山東町	104世帯
泉東町	167世帯
泉馬場	337世帯
旭川清澄町	226世帯
旭川新藤田東町	384世帯
旭川新藤田西町	219世帯
旭川南町	315世帯
東通仲町	498世帯

東通観音前	321世帯
東通館ノ越	328世帯
東通明田	228世帯
東通一丁目	400世帯
東通二丁目	218世帯
東通三丁目	190世帯
東通四丁目	88世帯
東通五丁目	263世帯
東通六丁目	301世帯
東通七丁目	139世帯
東通八丁目	126世帯
横森一丁目	362世帯
横森二丁目	406世帯
横森三丁目	370世帯
横森四丁目	373世帯
横森五丁目	459世帯
桜一丁目	451世帯
桜二丁目	499世帯
桜三丁目	266世帯
桜四丁目	356世帯
桜ガ丘一丁目	252世帯
桜ガ丘二丁目	249世帯
桜ガ丘三丁目	181世帯
桜ガ丘四丁目	100世帯
桜ガ丘五丁目	190世帯
桜台一丁目	286世帯
桜台二丁目	274世帯
桜台三丁目	231世帯
大平台一丁目	152世帯
大平台三丁目	161世帯

大平台四丁目	143世帯
檜山字石塚谷地	4世帯
檜山字寺小路	21世帯
手形字扇田	210世帯
手形字大沢	156世帯
手形字大松沢	160世帯
手形字上川原	2世帯
手形字才ノ浜	179世帯
手形字十七流	445世帯
手形字中台	158世帯
手形字中谷地	207世帯
手形字西谷地	579世帯
手形字蛇野	134世帯
手形字山崎	486世帯
新藤田字大所	35世帯
新藤田字治郎沢	123世帯
新藤田字高梨台	279世帯
新藤田字中山台	115世帯
濁川字家ノ前	177世帯
濁川字後田	173世帯
濁川字草刈場	30世帯
濁川字菅場	87世帯
濁川字堀尾田	233世帯
濁川字三升作	86世帯
添川字境内川原	288世帯
添川字地ノ内	388世帯
広面字赤沼	104世帯
広面字家ノ下	370世帯
広面字碓	205世帯
広面字板橋添	258世帯

広面字大袋	45世帯
広面字大巻	287世帯
広面字鬼頭	106世帯
広面字蟹沢	20世帯
広面字川崎	355世帯
広面字小沼古川端	183世帯
広面字近藤堰越	141世帯
広面字近藤堰添	86世帯
広面字推子	39世帯
広面字高田	159世帯
広面字堤敷	70世帯
広面字釣瓶町	433世帯
広面字土手下	248世帯
広面字樋ノ上	133世帯
広面字樋ノ沖	297世帯
広面字樋口	437世帯
広面字樋ノ下	153世帯
広面字長沼	92世帯
広面字鍋沼	145世帯
広面字二階堤	129世帯
広面字糠塚	341世帯
広面字野添	321世帯
広面字昼寝	138世帯
広面字広面	241世帯
蛇野	37世帯
広面字二ツ屋	130世帯
広面字宮田	39世帯
広面字谷地沖	85世帯
広面字谷地田	306世帯
広面字谷内佐渡	324世帯

広面字屋敷田	160世帯
柳田字碓	1世帯
柳田字石神	21世帯
柳田字泉山	1世帯
柳田字川崎	212世帯
柳田字境田	273世帯
柳田字佐渡端	51世帯
柳田字竹生	112世帯
柳田字鳥越	44世帯
柳田字糠塚	44世帯
柳田字馬上田	24世帯
柳田字柳田	78世帯
太平八田字荒巻	20世帯
太平八田字才ノ崎	9世帯
太平八田字関口	2世帯
太平八田字館ヶ沢	5世帯
太平八田字田屋ノ前	7世帯
太平八田字八田	63世帯
太平八田字藤ノ崎	122世帯
太平目長崎字古町	5世帯
太平目長崎字目長崎	26世帯
太平目長崎字谷地	1世帯
下北手黒川字黒川	17世帯
下北手黒川字寺田	1世帯
下北手桜字桜谷地	14世帯
下北手桜字守沢	13世帯
下北手桜字宮ヶ沢	3世帯
下北手桜字新桜谷地	4世帯
下北手寒川字五関	17世帯
下北手寒川字寒川	11世帯

下北手寒川字宮沢	9世帯
下北手通沢字上前田	14世帯
下北手通沢字下前田	5世帯
下北手通沢字中前田	6世帯
下北手通沢字前田	7世帯
下北手梨平字袖ヶ沢	1世帯
下北手梨平字梨平	24世帯
下北手梨平字登館	7世帯
下北手梨平字向田	1世帯
下北手松崎字家ノ前	217世帯
下北手松崎字碓り	106世帯
下北手松崎字大沢田	200世帯
下北手松崎字大巻	364世帯
下北手松崎字上崎	8世帯
下北手松崎字前谷地	14世帯
下北手松崎字谷崎	27世帯
下北手柳館字赤平	15世帯
下北手柳館字賀川	10世帯
下北手柳館字賀川潟下	10世帯
下北手柳館字細谷沢	11世帯
下北手柳館字前田面	88世帯
下北手柳館字向田	6世帯
下北手柳館字和田	9世帯
上北手大杉沢字家ノ前	8世帯
上北手大杉沢字藤根	9世帯
上北手大戸字大戸	22世帯
上北手大戸字堀ノ内	3世帯

5 令和5年7月15日午後6時00分

秋田市河辺戸島	349世帯
河辺北野田高屋	643世帯

河辺松渕	208世帯
河辺和田	756世帯
河辺諸井	194世帯
河辺三内	500世帯
河辺岩見	350世帯

6 令和5年7月16日午前4時50分

秋田市雄和碓田地区	45世帯
雄和新波地区	133世帯
雄和向野地区	174世帯
雄和左手子地区	37世帯
雄和繫地区	55世帯
雄和女米木地区	103世帯
雄和戸賀沢地区	96世帯
雄和相川地区	220世帯
雄和種沢地区	132世帯
雄和平尾鳥地区	116世帯
雄和妙法地区	64世帯
雄和石田地区	65世帯
雄和平沢地区	93世帯
雄和下黒瀬地区	128世帯
雄和椿川地区	745世帯
雄和田草川地区	213世帯
雄和芝野新田地区	140世帯

7 令和5年7月17日午前10時10分

秋田市太平目長崎字上目長崎	38世帯
太平目長崎字滝瀬	16世帯
太平目長崎字宮田表	3世帯
太平目長崎字本町	27世帯
太平中関字川原	32世帯
太平中関字平形	29世帯

太平中関字堀内	3世帯
太平中関字本宿	4世帯
太平中関字家ノ沢	6世帯
太平中関字雛沢	2世帯
太平中関字屋敷前	4世帯
太平山谷字上皿見内	25世帯
太平山谷字下皿見内	11世帯
檜山愛宕下	274世帯
牛島東一丁目	381世帯

8 令和5年7月19日午前11時45分

秋田市寺内字イサノ	224世帯
寺内字三千刈	660世帯
寺内字将軍野	380世帯
寺内字通穴	20世帯
寺内油田一丁目	74世帯
寺内油田二丁目	345世帯
寺内油田三丁目	225世帯
寺内堂ノ沢一丁目	249世帯
寺内堂ノ沢二丁目	162世帯
寺内堂ノ沢三丁目	198世帯
寺内蛭根一丁目	241世帯
寺内蛭根二丁目	245世帯
寺内蛭根三丁目	263世帯
寺内鷓ノ木	85世帯
寺内大畑	26世帯
寺内後城	438世帯
寺内大小路	53世帯
寺内神屋敷	194世帯
寺内兎桜一丁目	58世帯
寺内兎桜二丁目	172世帯

寺内児桜三丁目

119世帯

合計 59,106世帯

秋田市告示第216号

令和5年7月25日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

令和5年7月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化選奨

蓬 田 真 弓

生き生きとした魅力にあふれた優れた歌集『白木蓮ほころぶ』を発表し、短歌の魅力を広く伝えられるなど、本市文化の振興に貢献した。

「種蒔く人」顕彰会

論文集「『種蒔く人』の射程――〇〇年の時空を超えて――」を発表し、雑誌『種蒔く人』が文学史上に与えた影響を広く伝えられるなど、本市文化の振興に貢献した。

秋田市教委告示第13号

令和5年7月27日午前9時秋田市役所5階正庁に教育委員会定例会を招集する。

令和5年7月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件
- 2 令和6年度使用秋田市立小学校教科用図書の採択に関する件
- 3 令和6年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 4 令和6年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 5 令和6年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件

秋田市農委告示第8号

令和5年7月13日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年7月4日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農用地利用集積計画の撤回に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和5年度第4号計画）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件
- 4 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件
- 5 秋田市農地利用最適化推進委員の選任に関する件（29件）

秋田市農委告示第9号

令和5年7月20日開催の秋田市農業委員会総会において互選された会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名について、秋田市農業委員会規則第2条第2項に基づき告示する。

令和5年7月20日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 会長

(1) 住所 秋田市金足小泉字上前3番地

(2) 氏名 佐々木 吉 秋

2 会長の職務を代理する者

(1) 住所 秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷148番地1

(2) 氏名 佐々木 繁 明

秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和5年7月19日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社W o r k s	加賀谷 哲 平	秋田市新屋南浜町1 番10号	令和5年7月11日

秋田市上下水道局告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和5年7月19日

秋田市上下水道事業管理者 工藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
ウォーターライフ	北 條 照 夫	秋田市外旭川字八幡田307番地8	令和5年6月30日
水道ワークス	加賀谷 哲 平	秋田市新屋南浜町1番10号	令和5年5月31日

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年7月3日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所
秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市のホームページ
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和5年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（232台）

- ア 追分駅東自転車等駐車場 2台
- イ 追分駅前自転車等駐車場 24台
- ウ 上飯島駅前自転車等駐車場 3台
- エ 土崎駅前自転車等駐車場 41台
- オ 土崎図書館前自転車等駐車場 11台
- カ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 46台
- キ 新屋駅前自転車等駐車場 44台
- ク 牛島駅東自転車等駐車場 15台
- ケ 牛島駅西自転車等駐車場 10台
- コ 四ツ小屋駅前自転車等駐車場 3台
- サ 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 3台
- シ 泉駅前広場第一自転車等駐車場 13台
- ス 外旭川駅前広場第一自転車等駐車場 1台
- セ 外旭川駅前広場第二自転車等駐車場 1台
- ソ 秋田駅東自転車等駐車場 4台
- タ 秋田駅西地下自転車駐車場 6台
- チ アトリオン広場地下自転車駐車場 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年6月27日および同月29日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前9時から午後5時まで
- イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年7月5日から令和6年1月5日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市大平台二丁目9番2	宅地	1,272.02㎡	22,515,000円
2	秋田市牛島西一丁目364番1	宅地	46.48㎡	591,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 6-A会議室

(2) 入札 令和5年8月4日(金)午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和5年3月2日付け秋田市指令第2162号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年7月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市仁井田二ツ屋一丁目2番15号
有限会社豊田商会
代表取締役 豊 田 幸 司
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字西潟敷27番1および28番

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画のうち、平成27年度第12号計画の一部を撤回したので、公告し、農用地利用集積計画撤回総括表を次により縦覧に供する。

令和5年7月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市本庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和5年7月25日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車

(1) 放置されていた場所および台数（10台）

- ア 第1駐輪場 2台
- イ 第2駐輪場 4台
- ウ 第3駐輪場 1台
- エ 分館前駐輪場 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年7月20日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年7月25日から同年10月25日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

(5) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部財産管理活用課（本庁舎4階）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、公告後3か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部財産管理活用課 電話018-888-5439